

## ○北海道警察少年サポートセンター運営要綱の制定について

令和6年3月15日

道本少第4407号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
少年サポートセンターの運営については、「北海道警察少年サポートセンター運営要綱の制定について」（平11. 3. 19道本例規(少)第25号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察少年サポートセンター運営要綱」を制定し、令和6年4月1日から運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付で廃止する。

別添

### 北海道警察少年サポートセンター運営要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、少年警察活動を効果的に行うため、道警察における少年サポートセンターの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 任務

警察本部少年課及び方面本部生活安全課に附置する少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動に専門的に従事し、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図ることを任務とする。

#### 第3 活動

サポートセンターは、その所掌する事務に応じ、街頭補導、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の北海道警察少年警察活動規程（平成20年警察本部訓令第10号）に定める諸活動に当たるものとする。

#### 第4 警察署との連携

サポートセンターの職員は、警察署の少年警察部門と密接な連携を図り、効果的な少年警察活動に努めなければならない。

#### 第5 職員の派遣

##### 1 派遣要請

警察署長は、少年警察活動を推進する上で、専門的な知識及び技能を有するサポートセンターの職員の派遣を必要と認めるときは、少年サポートセンター職員派遣要請書（別記様式）により、次に掲げる事項を明らかにして、当該警察本部少年課長又は方面本部生活安全課長（以下「主管課長」という。）に職員の派遣を要請することができる。ただし、急を要するときには、電話その他の方法により行い、事後速やかに当該要請書を送付するものとする。

- (1) 派遣期間
- (2) 派遣を必要とする職員及び人員
- (3) 派遣を必要とする活動種別
- (4) 要請理由及び具体的活動内容
- (5) その他参考となる事項

## 2 派遣の決定

主管課長は、警察署長から前事項による要請を受け、又は自らサポートセンターの職員を警察署に派遣して少年警察活動を行う必要があると認めるときは、職員の派遣を決定するものとする。

## 3 心理専門官の派遣

方面本部生活安全課長は、前事項の職員の派遣に際し、非行少年等の心理判定又は資質調査、専門的な少年相談等のため、心理専門官の派遣を必要と認めるときは、警察本部少年課長に、当該職員の派遣を依頼することができるものとする。

## 第6 事案等の引継ぎ

サポートセンターの所長は、職員の取扱いに係る事案等が、次のいずれかに該当する場合は、主管課長に報告の上、当該事案等の発生地を管轄する警察署長に関係書類を引き継ぐことができるものとする。ただし、急を要し、当該職員が応急の措置を講じ、最寄りの警察署、交番等の警察官に直接引き継いだときは、この限りでない。

- (1) 犯罪少年の発見又は犯罪少年に関する情報の入手に係るものであるとき。
- (2) 福祉犯の被害者の発見若しくは保護又は福祉犯に関する情報の入手に係るものであるとき。
- (3) 少年に関する犯罪行為の現認又は少年に関する犯罪行為の被疑者、被害者、参考人等の関係者に関する情報の入手に係るものであるとき。
- (4) 触法少年、ぐ犯少年又は不良行為少年の事案の処理に係るものであるとき。
- (5) 被害少年、要保護少年、家出少年又は児童虐待を受けたと思われる児童の発見又は保護に係るものであるとき。
- (6) 少年に有害な環境の現認又は少年に有害な環境に関する情報の入手に係るものであるとき。
- (7) その他警察署で処理することが適当と認められるものであるとき。

## 第7 関係機関等との連携

少年サポートセンターの活動に当たっては、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチーム等の積極的な活用に努めるとともに、平素から関係機関と緊密な連絡を行うなど連携強化に努めるものとする。

## 第8 細目

サポートセンターの運営に関する細目的事項は、主管課長が別に定めることができる。

※ 別記様式は省略